議案第10号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

富津市長　　高　橋　恭　市

提案理由

焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、令和７年度に開催された厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果を踏まえ、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第20条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

第21条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。